事例No.	220
公表年度	H28
団体の属性	複数団体
団体名	双葉地方水道企業団（福島県）、福島県広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

「福島県内における垂直・水平統合の取組」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

水道：事例5

○ 事例名等

事例名	福島県内における垂直・水平統合の取組
団体名	福島県双葉地方水道企業団、広野町、楢葉町、 富岡町、大熊町、双葉町

《広域化等の類型及びその概要》

類型	事業統合
概要	用水供給を行う企業団と末端給水を行う5町が垂直統合し、事業規模を拡大した。 末端給水事業者間の水平統合にとどまらず、用水供給事業者を含んだ、垂直統合を実現した。

○団体・事業の概要

団体名	双葉地方水道企業団	広野町	楢葉町	富岡町（上水道）
行政区域内人口（人）		5,107	7,378	13,868
行政区域内面積（㎢）		58.7	103.6	68.4
事業区分	水道事業（末端給水）	簡易水道事業（非適用）	水道事業（末端給水）	水道事業（末端給水）
供用開始年月日	平成12年4月1日	昭和40年8月13日	昭和46年4月1日	昭和33年5月1日
給水人口（人）	ー	5,884	8,561	15,844
施設利用率(%)	32.3	90.3	76.5	75.7
有収率（%）	40.2	95.4	79.9	81.1
職員数(人)	23	3	5	5
営業費用(千円)	1,308,634	56,237	113,797	165,600
営業収益(千円)	232,192	112,483	134,187	219,561

団体名	富岡町（簡易水道）	大熊町	双葉町
行政区域内人口（人）	13,868	10,769	6,240
行政区域内面積（㎢）	68.4	78.7	51.4
事業区分	簡易水道事業（非適用）	水道事業（末端給水）	水道事業（末端給水）
供用開始年月日	昭和57年4月1日	昭和43年7月1日	昭和45年9月1日
給水人口（人）	160	10,622	7,378
施設利用率(%)	65.1	74.2	58.2
有収率（%）	98.5	77.7	77.5
職員数(人)	0	5	3
営業費用(千円)	1,988	129,073	126,477
営業収益(千円)	1,291	132,917	94,645

※広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町の給水人口から営業収益までは平成12.3末時点
双葉地方水道企業団の数値はH28年３月末時点（給水人口は原発事故による住民避難の影響により算定不能）

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

・当該地域では、水需要の増加が見込まれることから水源の確保が求められていた。 しかしながら新規水源は乏しく、既存水源の取水量は減少し、水質は悪化の傾向にあったことから、新規水源を求めて双葉地方広域水道供給企業団（以下「旧企業団」）が用水供給事業を行うため福島県が建設する木戸ダムに工業用水道事業と共同で参画した。 広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町の5町（以下「構成町」）は末端給水事業を行っていたが、施設の合理的な配置・水資源の効率的な利用を推進するため、より一層の広域化を図るべく事業統合を行った。

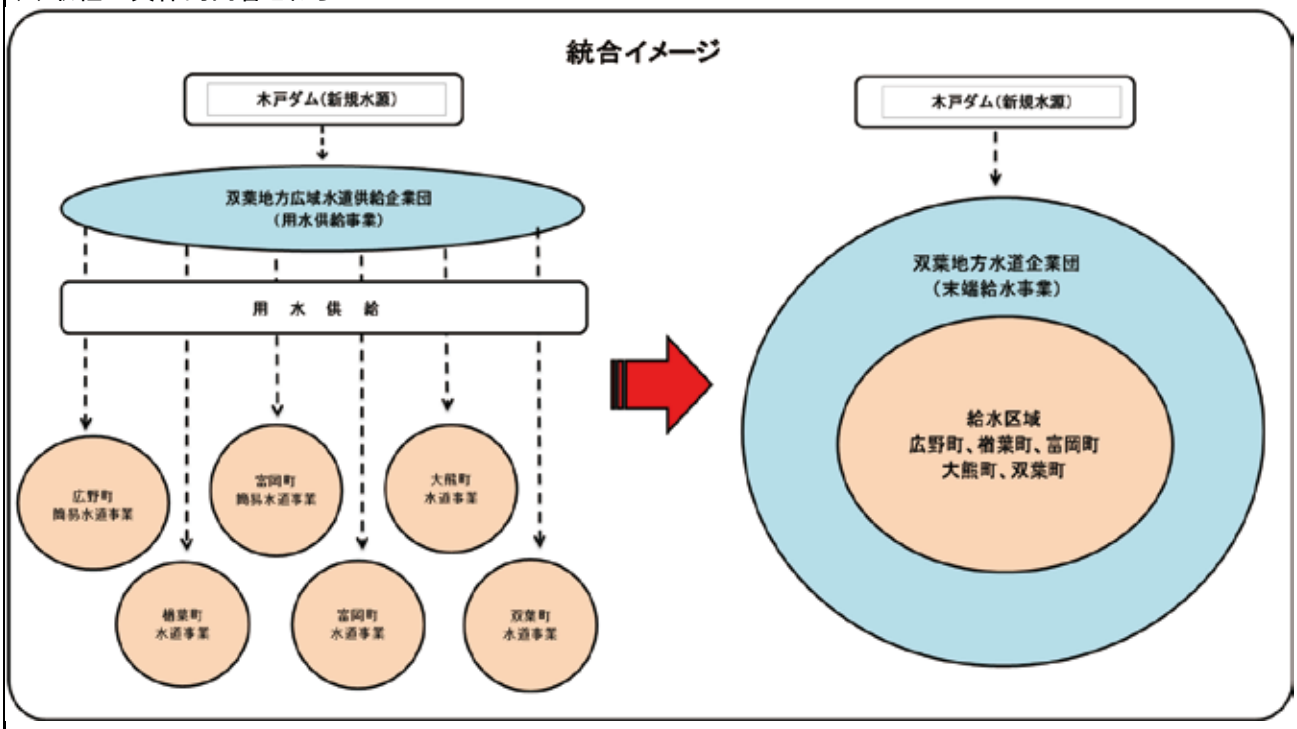
・このため旧企業団と構成町は取水、浄水から末端給水までを一体的に行う双葉地方水道企業団（以下「新企業団」）への事業統合を目指すこととした。

(2)検討を開始した契機・導入過程

・昭和63年に水需要の増加が見込まれることから水源の確保が求められていたが新規水源は乏しく、既存水源の取水量は減少し、水質は悪化の傾向にあったことから、福島県が建設する木戸ダムに工業用水道事業と共同参画の検討を行った。
・平成3年に双葉地方広域水道供給企業団(用水供給事業)を設立
・平成3年に福島県が福島県水道整備基本構想に基づき「浜通り地域南部ブロック広域的水道整備計画」を策定し構成町の首長及び議会の同意を得た。その基本方針として根幹となる水道用水供給事業と併せて構成町の水道施設については事業の統廃合を図り合理的な施設整備の促進に努めるよう提言を受けた。
・平成4年に事業統合による広域的水道事業(末端給水)への検討を開始して総合計画を策定。その後は年2回から4回程度、企業団の構成団体連絡会議、理事会(構成町の首長)、議会にて検討を行った。
・平成9年に広域的水道事業(末端給水)への事業統合に向けた各種検討委員会(構成町の水道担当職員)を発足して職員の身分移行、資産の引き継ぎ、料金調定・企業会計システム、水道料金統一などについて検討した。
・平成11年10月に「水道事業の統合に関する協定書」を締結し、平成12年4月1日に事業統合して新企業団による業務を開始した。

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい



・当該地域では、水需要の増加が見込まれることから水源の確保が求められていた。 しかしながら新規水源は乏しく、既存水源の取水量は減少し、水質は悪化の傾向にあったことから、新規水源を求めて福島県が建設する木戸ダムに工業用水道事業と共同で参画した。また各構成町における施設の合理的な配置・水資源の効率的な利用を推進するため、より一層の広域化を図るべく事業統合を行った。

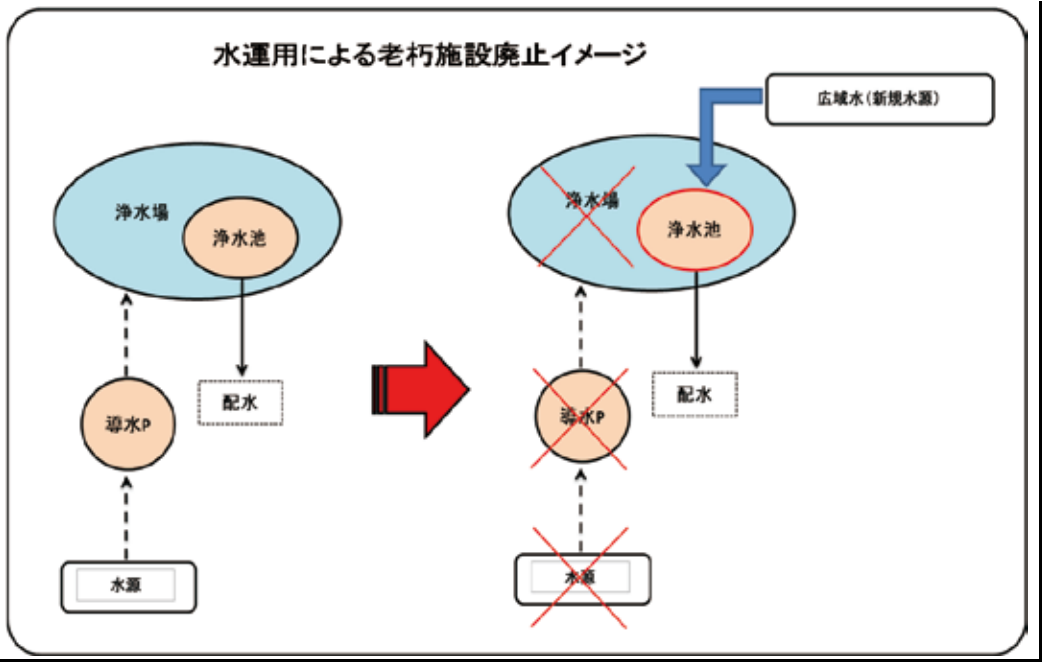
・水源確保による効率的な施設の統廃合として、老朽化した浄水場を廃止して既存浄水池のみを活用して広域水(新規ダム水源)より配水できるよう安定的な水源への切替を図った。

・構成町間における水道施設の整備水準は地理的条件、経済的条件により格差があった。このことから整備水準の格差を解消するため、検討委員会において統合時における施設水準を設定して格差解消を行った。(耐用年数を超過した設備や残存する石綿管は統合日前までに更新を完了する等)

・構成町間における水道料金水準は歴史的経緯等諸般の事情により格差があった。平成12年の統合時には現行料金体系とし、水源の広域化(ダムの完成の通水開始年度)に統一料金とするものとして段階的に水道料金を改定することとした。このことから3段階の水道料金改定を経て平成20年4月に統一料金となった。

・水道料金調定・企業会計等システムについては企業団が主体となり新規システムを導入することで共同化を図った。また統合にあたり下水道使用料を水道事業と併せて徴収することにより、下水道使用料徴収委託料による収益の増加・広域化によるサービスの統一を図ることができた。

(2)効果
・新規安定の水源確保により、効率的な施設の統廃合として老朽化した浄水場を廃止して既存浄水池のみを活用して広域水(新規ダム水源)より配水することにより、安定的な水源への切替、並びに更新費用の抑制を図った。



3. 広域化等に取り組む上での都道府県の関与や役割

・県が水道整備を広域的に推進するため、昭和56年度に「福島県水道整備基本構想」を策定し、地理的条件、社会的条件、経済的条件を考慮して県内を3広域水道圏に設定した。また平成3年には広域水道圏内をブロック毎に分け広域水道計画を区域内の市町村と検討して策定した。
・当該地域において核となる市町村がないため、県が調整役となり広域化へのスケジュールや検討課題等の共有を図った。

4. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
・災害時における水運用において柔軟な対応が可能となった。東日本大震災及び原発事故に際して、避難指示区域の水源を活用せずに、区域外の基幹浄水場より給水できたことは、広域化による効果と考えられる。
・水道料金の統一に当たっては、5種類の水道料金体系を3段階の料金改定を経て統一した。料金改定の検討に際しては有識者と住民代表からなる水道事業運営審議会を開催し、度重なる議論を行い、料金統一までに十分な説明期間を確保したため、一定の理解を得られたと考える。
・事業統合時には5営業所を配置していたが、段階的に営業所を統廃合し、最終的には営業所を廃止して固定費の費用抑制に取り組んだ。

(2)今後の課題等
・今後は人口減少や節水意識の向上による水需要の減少・施設の老朽化が想定されるが、引き続き効率的な水運用による施設統廃合等の取組により課題解決に取り組んでいきたい。

○問合せ先

担当課	福島県双葉地方水道企業団総務課　財政係		
TEL	0240-25-5315	MAIL	soumu@f-mizu.jp